

会 議 録

会議の名称	西東京市子ども福祉審議会（平成16年度第8回会議）
開催日時	平成16年9月28日 午後1時から午後3時まで
開催場所	田無庁舎 503会議室
出席者	<p>（出席者） 森田会長、本間副会長、海老沢委員、清水(文)委員、梅村委員、祐成委員、伊藤委員、中曽根委員</p> <p>（欠席者） 齋藤委員、清水(幸)委員、橋本委員、川又委員、村松委員、猪原委員、</p> <p>（事務局・職員） 牧野児童青少年部長、富田子育て支援課長、村野保育課長、中山児童課長、青柳児童青少年部主幹、金谷児童課長補佐、神谷保育課主査、田淵児童課主任、白戸保育課主事</p>
議 題	<p>(1) 保育所入所選考基準の改定について</p> <p>(2) 学童クラブの育成料の見直しについて</p>
会議資料の名称	<p>(1) 子ども福祉審議会予備打ち合わせ まとめ</p> <p>(2) 西東京市保育所入所選考基準指数表（事務局修正案 2）</p> <p>(3) 西東京市保育所入所選考基準指数表（事務局案 3）</p> <p>(4) 西東京市学童クラブ育成料の見直しについて</p> <p>(5) 西東京市立学童クラブ運営管理費内訳</p> <p>(6) 東京都市町村部学童クラブの状況</p> <p>(7) 西東京市使用料・手数料等の適正化の考え方について（答申）</p> <p>(8) 西東京市学童クラブ育成料について（諮問）</p>
記録方法	発言者の発言内容ごとの要点記録
会 議 内 容	
<p>森田会長： 第8回の会議を始めます。</p> <p>実は、前回予定しておりました審議会は、定足数に足りず流会になり、集まった委員でこの入所基準をめぐる参考というかたちで少し議論をしました。今日正式な会になりますので、最初にその議論をもう一回、確認させていただいた上で、あと残された入所基準見直しの問題について議論し、確定したいと思います。</p> <p>確定したところで、最終の答申を次回までに委員長責任において、答申案の提案をさせていただき、この保育所入所基準の見直しという問題については終了したいと思っております。</p> <p>それからそれが終わりました、今日は学童クラブの育成料の議論をしたいと思えます。この育成料の見直しについては、こうした特定の課題の場合には、その問題に影響のある市民の方々、保護者の方々に委員会に参加していただくという原則でこの委員会を進めてきました。前回流会してしまいましたので確認がとれませんでした、本日、学童クラブの保護者の方お二人来ていただいております。この学童クラブの育成料見直しの審議の段階からお二人にお入りいただくということのご了承をいただきたいと思えます。よろしいでしょうか。</p>	

委員：
はい。

森田会長：

ではそのようにさせていただきます。まず、約一時間程度入所基準の見直しについて残された課題を議論させていただいたあとで、お二人にはお入りいただくことにしたいと思います。なお、この学童クラブの育成料の見直しにつきましては、まだ諮問をいただいておりますので、この会議の冒頭ですが部長から私に諮問をいただくという形で、進めたいと思います。

児童青少年部長から森田座長へ西東京市学童クラブ育成料について、諮問する。

森田会長：

それでは先ほど申し上げましたとおり、前回は流会になりましたが、話し合いをし、予備的打ち合わせということでまとめさせていただきました。これを今日確認し、あとに残された課題について議論したいと思います。

前回議論したことの大きなポイントは、今回の入所基準の見直しとは別枠の問題ですが、保育園の建て替えに伴う、仮園舎への移動の問題です。建替えをする保育園の場合は仮園舎に1年間くらい、移動をしなければならない。その移動にともなって、通園のための時間がかかるとか、さまざまな理由によって、転園を希望される場合についての、入所の優先度についての議論をいたしました。

その希望については、まず特別な指数は設定しないで、これはむしろ特別な場合なので、特別な配慮をすればよいのではないかと、ということになりました。可能なかぎり優先的に取扱っていくというほうが、むしろよいのではないかと、ということです。これは市の事情なので、新規の募集をする前に、転園希望の方については、優先的に入所していただき、そしてこの転園の選考をする。しかし、入所枠を超える場合もあり、すでに入っている人を押し除けるわけにはいきませんので、第一希望から第三希望くらいまで出してもらい、希望が多数の場合には、もとの入所する指数の高い人から優先順位をつけて入れていくという方法はどうか、ということを考えました。

それでまず移動に伴う転園の入所を決定し、その後その保育園に空きが出た場合に、その空きに対しての新たな入所の募集をするという配慮をしてほしいということにいたしました。

まずこの保育園の仮園舎への移動および委託に伴う転園の希望についてはこのようなまとめ方でよろしいでしょうか。

委員：
はい。

森田会長：

それではこれで決定します。

それから次の調整項目です。これは9月22日の資料に調整項目が6つあります。この6つの調整項目についての確認をいたしました。まず第1項目の生活保護についての調整指数は、これまでの審議会の議論では削除するということがあったのですが、

児童福祉施設ということも考えて、そして近隣の市町村の処理の仕方を見てきまして、やはり児童福祉施設ということの意味合いを含めていくというのがやはり必要でないかという議論が出てきまして、この点については再修正をお願いしたいということで、プラス5点、それほど大きな影響はないのですけれども、それでもこの調整指数の中では、あとで出てきますけれども産休・育休明けと同じくらいの点数ですので、それくらいの点数はつけてもいいのではないかとということでプラス5点という配慮をいたしました。

2番目は、父母ともに求職の場合ということについては削除いたします。それから3番目の勤務実績につきましては、これは変更しようということで、この点数については事務局案のとおりで承認をしたいと思っております。その就労実績は半年、1年、3年、5年というところで少し差をつけていく、ということになります。これはかなり前に話していた、いわゆる内定というところの問題について削除いたしましたので、やはり内定が削除されますとこういった就労実績というのが非常に重要になってきますので、これについてはこのような差をつけることにいたしました。

それから4番目の兄弟姉妹が別々に通っている場合ですが、これにつきましては保護者の方からも要望がかなりありました。しかし、保育園の場合には、入る必要性の高い方からお入りいただくというのは現段階ではやむをえないのではないかとということで、保護者の方々のご不便ということは重々議論しながらも、この点については緊急度の高い方を優先するというので、非常に苦渋の決断ではありますが、調整指数は削除ということで、提案をとりさげていただくことにいたしました。

それから6番目の保育料の滞納につきましては、これは申請ができないようにするのはできないのか、という議論をいたしました。これはやはり無理ということですので、むしろペナルティを課していくということで、この新規および転園の申請の場合に、マイナスの点数をつけるということで、市民としての利用の権利と利用に伴う対価を支払うという責任を果たしていただきたいということで、事務局案とおりにこれを認めたい、というふうに思います。

これが前回打ち合わせのところまででできた議論になります。よろしいでしょうか。

佑成委員：
わかりやすいですね。

森田会長：
この6つの調整項目につきましては、このように考えたいと思います。
それでここまでは議論したのですが、あと優先項目と、審議の残っている項目というのがあります。それについてこれから議論していきたいと思います。
まず、優先項目ですが、この9月22日の事務局の案としては、総合的な指数の高い世帯を優先する、ということですがけれども、これについて事務局のほうから優先項目というものの扱い方についてご説明いただけますか。

事務局：
入所の点数の仕組みは、基本指数プラス調整指数で総合点が決まります。そしてこの総合点の高い方から入所するというかたちをとっています。それで、例にもありますように総合点と同じ100点でも、Aの世帯の方は両親ともにフルタイムで働いているような場合は基本指数が50点プラス50点で100点になる場合と、Bの世帯

のように、基本指数は95点、それにプラス5点の調整指数がついて同じ100点になることがあります。この場合同じ100点でも、基本指数の100点の方を優先するというのが(ア)の案になります。したがって、同じ点数の場合では基本指数の高い方を優先するというのが(ア)の案です。

次に(イ)は、それでも同じ点数の場合、希望する保育園の希望順位が高い方、たとえばA保育園に入りたいという方がいて、一方の方は、A保育園は希望順位が3番目で、もう片方の方は1番目であれば、希望順位の1番の方を優先するというのが(イ)です。

それから(ウ)ですが、これでもまだ同じ場合には、転園よりも新規の方を優先する。これは転園の方はすでに在園しているわけですから、在園している方よりもまだ入所していない方を優先するというのが(ウ)の考え方です。

それでもまだ同じ場合には、次の(エ)のタイプによって指数をきめるというものです。これはなかなかわかりにくいのですが、基本指数のところにタイプというのがありまして、表を見ていただくとわかりやすいと思いますが、1は居宅外就労、2が居宅内就労、3が出産というふうに、それぞれの項目に番号がついています。それでこのタイプに指数をつけます。たとえばタイプ1の居宅外就労では7点となっています。この表で一番高いのが不存在、単親世帯になります。単親世帯の方のタイプが1番で10点になります。このようにタイプに点数をつけまして、お父さんとお母さんのタイプの指数を足して、その点が高い方を優先するというのが(エ)です。

ここまでくると、ほとんど同点は解消するだろうとは思っていますが、それでもどうしても同点の場合には、(オ)の、住民税の低い方を優先するということになります。住民税ならそれぞれ個々に額が異なりますから、順位が付くだろうということで、これが優先項目の考え方になります。

森田会長：

具体的にはどれくらいの数が、優先項目を使わないと入れないのですか。けっこう多いのですか。

事務局：

フルタイムの方の競合が昨年度もかなりありました。

森田会長：

どうしてもこの優先項目というのは付けておかないとできないのですね。これはわかりづらいですね。市民にわかりやすい、利用者にわかりやすい入所基準というときには、本当はこのようなものはないほうがよいですね。

事務局：

基本指数と調整指数でシュミレーションしてみたのですが、やはりどうしてもご両親がフルタイムで就労している方は、50点50点で、調整指数で託児ですとか産休・育休明けでプラス5点がついて大体105点になります。あとは就労実績で多少ばらけます。でもやはりフルタイムでご両親とも働いている方は、勤続年数も高いので、勤続年数でもばらけないところがでてきて、やはり最終的にはこの優先項目が必要になってきます。

森田会長：

ということなのですが、いかがでしょうか。この優先項目をつけなければならないということについてご了解いただいて、そのうえでその場合の優先順位ということで、この(ア)から(オ)の順位でよいかどうか、ですよね。

清水委員：

やはり同点はあるでしょうからね。だからこれをはっきり説明できることを考えてやればいいのではないかと、必要なら仕方ない、ということですよ。まあ私どもにはわかりづらいですけども。

森田会長：

この優先項目があるということが非常にわかりづらい。この点数で全部順位がつけば、差がパッとわかりますよね。自分が何点であるということを言われればそれで納得できるわけですからね。でも今のお話を聞いていますと、やはり、フルタイムですでに預けていて、そして長期間働いているという方はかなりいますよね。それで2人しか入れない、1人しか入れないとなれば順位をつけなくてはならない。それ以外のパートの人などはある程度差が出てくるのですか。

事務局：

そうですね、勤務時間が少なくなってきましたから。

森田会長：

勤務時間とか日数とかが違うので、ばらけてくる。いかがですか。

梅村委員：

これは(ア)(イ)(ウ)と、この順番でいくのでしょうか。この順番が妥当かどうか、どうやって判断すればいいのかわからないというのか、(ア)はなんとなくわかるのですけれども。

森田会長：

これは(ア)(イ)(ウ)というよりは、やはり順位として第一順位、第二順位としたほうが、やはりわかりますよね。

梅村委員：

優先項目ですからね。これが横に並んでいるよりも、わかりますね。

森田会長：

やはりこれは第一の優先、第二の優先、第三の優先、と書いたほうがわかりやすいと思います。

そうすると、まず第一の優先では、基本指数と調整指数でまず競って、基本指数のほうが重要ということなのですから、どうでしょうか。

佑成委員：

事務处理的には、お役所としては必要なんでしょうから、やはり情報公開をしてい

く中では、市民にわかりやすくできればいいかなと思います。私が見ても、(ア)の例のB世帯を見ても、調整指数は何、となると、調整指数はこの表を見ればいいのかと思うのですが、そこがうまく市民が見てすぐにわかるような、そういう表というか文言があるといいのかなと思うのですけれども。

森田会長：
調整指数の方が下位に置かれるというのですよね。

清水委員：
優先項目で今、梅村さんがおっしゃったように横列で(ア)(イ)(ウ)というのは、私は(ア)でやってそれでもダメなら(イ)にいくという段階かなと思うのですけれども、違うのですか。

森田会長：
だから第一優先、第二優先ということになるのですよ。

清水委員：
段階ですよね。

森田会長：
その第一、第二、第三という、まず優先項目はどうも皆さん必要であるだろうということで、事務的に必要だろうということによい。そうするとまずわかりやすいように次が第一優先、第二優先、第三優先、というようなかたちのわかりやすい表現をしていただきたいということが次のお願いですね。それからその場合に、何を第一優先にするのかという、今度は優先順位の項目を検討しなければいけないのですね。同一の入所指数の場合に、じゃあ何を優先するのかというときに、この5つの優先順位だと、まず希望順位の高い人を優先するというのもあるでしょうね。議論としては。

梅村委員：
これはなにか過去の事務処理の事例からこのような(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)の順位にしているのでしょうか。過去もこういったことがあったのでしょうか。

事務局：
今回はきちんと公開するということになってはいますが、現行では非公開の申し合わせ事項の中にあります。また、他の市町村で行われている例を参考に決めています。

森田会長：
どうでしょうか。まあ簡単にいうと基本指数が一番大きく重視されるということではあるのですね。それからこの不存在とか災害とかの類型は基本指数に連動していることなので、基本指数の項目によってウェイトをつけるということですよ。その時に出来る限り担当者の価値観に左右されないように、こういうタイプの優先項目を作っておくということだと思うのです。

佑成委員：

客観的な資料というのは、やはり事務局、お役所のほうとしては必要なのでしょうか、あとは市民にわかりやすく、納得のいくような内容であればいいのかなと思います。

森田会長：

それではこの優先項目というのは、今日の審議の中で出てまいりましたように、市民にわかりやすい提示の仕方をご検討いただいて、その上で優先項目のところを第一優先、第二優先というように、もう少し記述の仕方をわかりやすくして、提示していただくということをお願いいたします。

それではあと審議の残っている項目が3つあります。単身赴任の取り扱いと、産休・育休明けの取り扱いと、通信教育の取扱いです。実は前回の予備的な打ち合わせのときにも少し議論したのですが、やはり単身赴任の取扱いは別居中の取扱いとの関係性もあるので、議論はもう少しきちんとしなければいけないということで、前回の打ち合わせの中では、これ以上議論しないということで終了しました。

それから、産休・育休明けの取り扱いについては、これはやはり元々入所していた方が、一度お休みされているという場合もありますので、プラスの指数をつけるという方向で、何点くらいにするかということについてはもう少し議論をしたいということで積み残しています。

通信教育についてはまったく議論していません。

それではまず、単身赴任の取扱いなのですが、この資料の中でいきますと調整指数のところですが、父母どちらかが単身赴任または長期出張して、同居親族がない場合、ここにプラス10点をつけるということですが、今現在はゼロですね。今回はそれにプラス10点をつけようということです。それで、前回議論をしたときに、単身赴任でも、それから別居の場合には、今まではどういう場合にはひとり親として認めていたのですか。

事務局：

現行では、別居して半年以上経っていれば、単親扱いをしていました。

森田会長：

調停中ではどうですか。

事務局：

調停中も、半年です。

森田会長：

要するに半年以内の別居状況と単身赴任。この辺はどうでしょうね。

佑成委員：

難しいところですが、単身赴任は期限がきちんとわかるようですねけれども、別居中や調停中では6ヶ月以上とすると、でも保育園はそのままという場合もありうるわけですね。

森田会長：

6ヶ月以上の方はひとり親と判断されていますので、別居とわかりますからそれはそれでいいのですけれども、問題は、単身赴任とか6ヶ月以内の別居状況である場合に、それをどういうふうな形で加算点をつけるかということなのですね。別居は考えないで単身赴任だけ考えるのか。

事務局：

現行では半年以上の別居であれば単親世帯とみなしていますが、新しい考え方では、6ヶ月ということは除きまして、調停中であることの証明が出ることによって単親世帯とみなすということになっています。

森田会長：

そうすると、単なる別居状態では単親世帯とは認定しない。

事務局：

きちんとした証明があって始めて、別居というふうにみなします。

森田会長：

どうでしょうかね。本来ならば離婚が決まるまでというのはひとり親の生活では一番つらいところですよ。一番しんどい時で、そういう時こそ、おそらく子どもをある程度安定したところで、みてもらうというのは大事なことでしょ。でもみんな大事なところに順位をつけなければならぬわけですから、そこはなんとかしなければならぬのかもしれませんが、そういう部分の議論を含めての指数になりますね。

単身赴任の考え方というのは、どういうふうに判定するつもりですか。住民票は今考え方が多様らしくて、みんな税金が欲しいので、家族がいるところに住民票を残すべきだという人と、いや赴任しているところに住民票を持ってくるべきだということで、これはかなり住民課のようなところでは、今もめていますよね。そういう中であって、単身赴任をどういうふうに判定するのか。たとえば2時間くらい通勤でかかるところで単身赴任している人の場合と海外赴任の場合とでは全然違うと思うのですけれども、3時間でも通っている人もいますよね。それと2時間でも単身赴任で別居している人もいます。それは家族のありようの考え方になると思うのですけれども。事務局のほうでは単身赴任というのはどのように判定されるのですか。

事務局：

基本的には就労している会社から単身赴任をしているということがわかるような証明が提出されれば、認めます。

森田会長：

すると会社の基準によって決まるということですよ。それは単身赴任をしてもよいみたいな、私はよくわからないけれども、この距離ならば別居でもよいみたいな、そういう考え方みたいなものによるのでしょうか。

清水委員：

それはその家庭のありようではないでしょうか。それは家族全員でついていくという方もいますし、子どもの教育などのことで、お父さんが1人でいくということもあ

るし、会社の意向ではないような気がします。それが単身赴任しても、家族手当みたいなものは、今どうなのでしょうね。

本間委員：

実際に単身赴任で保育園に通われている方というのは多いのですか。

森田会長：

けっこういますよね。

海老澤委員：

私の園では2、3人はいますね。

佑成委員：

たとえば、二人仕事していれば保育園に入れますよね。それで奥さんが仕事してなくて、ご主人が単身赴任であれば、子どもは預けないでいいわけだから、いいのかなと思うのですが。

森田会長：

でも妻の方が働いていない状態では保育園に入れませんが、当然何らかの保育に欠ける要素がそこに発生していれば保育園に入れますよね。そうすると一般的には父親が単親赴任でどこかに住んで勤務していて、週末に戻ってくるとか、月に何度か戻ってくるとかというパターンが一番多いのしょうけれども、当然逆転する場合もあるでしょうし。

清水委員：

今、女性の単身赴任もありますね。

森田会長：

国家公務員の場合にはかなりありますよね。でもその前に子どもがどちらについていくかということもあるわけですよ。西東京市の場合に父親か母親のどちらかが一定の期間不存在になるということで、それで同居親族がいないという場合にプラス点をつけよう、ということなのですよ。

海老澤委員：

父親の仕事がすごく忙しくて夜遅く帰ってくるとかいう場合にも、不存在に近くなりますよね。育児には何も手をかしていない人もいますからね。

森田会長：

すごくこの問題は判断しにくい問題ではありますね。考え方によっては3時間かけても通う方もいるし、1時間でも単身赴任する方もいるし。ただ平日一人で子育てをするというときには、もし何かあったときにはなかなか代わりがないということで、そこにプラスにしているのですけれども、事務局としては、なぜここであえてこの点数をつけたいと思ったのですか。要望とか何かがあったのですか。

事務局：

要望は保護者の方からありました。こちらとしては、単身赴任するかしないかは、もちろんご家族の問題ですし、会社との関係もありますし、そのあたりの理由は問わないで、状況としてどちらかが1年以上自宅を離れていれば、単身赴任として扱うということで考えています。

森田会長：

離婚が調停のところまで入らなくて、かなりもめている、別居状態にあるような方の場合には、それは配慮しないのですよね。そういうふうを考えて行くと、どうでしょうね。

清水委員：

別居中では加算されないわけですね。

佑成委員：

だからさっき私が申し上げたように、要するに単身赴任をどちらかがしていて、一人が仕事していなければわざわざ保育園に入れる必要はないのではないかと。

清水委員：

入れないですね。

佑成委員：

だから、先生がおっしゃったのは、何が発生しているから保育園にいれなければいけないのか。

森田会長：

一人で子育てしているから大変だという、そういうことですね。つまり不存在と同じような状態になるのではないかと、具体的にはそういうことなのだと思うんですね。

清水委員：

調停中の人というのは本当に切ないと思いますね。別居中の人は、母子世帯の扱いは受けられない。収入はない。子どもを見ながらフルタイムで働いている人は、本当に切ない。パートの人はまたパートの人で大変だし、もし同じ取り扱いにしてあげられるものならば、してあげたいなと、思いますね。

梅村委員：

一つ質問なのですが、別居中ではプラス45点、40点にならないということは、もう審議したことなのですか。

森田会長：

別居中については審議していないですね。別居中というのは、これは今までのこの中には入っていませんので、議論はしていない。

事務局：
基本指数の「不存在」に別居中というのがあります。

森田会長：
「不存在」の中の「離婚前提の別居」というのですね。これは議論していませんね。確かそうですね。それで、ここに要証明と書いてある。

清水委員：
調停中という証明は出るのですね。

森田会長：
調停中は出ますね。だから問題は別居で、これから調停に入ろうという状況のときに、一番大変なのですよ。

清水委員：
家庭裁判所に行く人と行かない人といえるのではないのでしょうか。それは女性の意識によりますよね。

森田会長：
だから完全に不存在で別居ということになれば、50点プラスされるのですね。ですから、証明が出せないものについては、どうしようもないですね。要するに別居中であるという申告制だけで判断できない、それは指数としては認めない。それは仕方ないですよ。そうすると、単身赴任だけ指数として入れて良いかということになると、これもいらない。逆にいうと、そこだけ優遇するということについては、単身赴任によるマイナス部分と、それと先ほどお話があったように、片方が深夜に及ぶような就労をしている場合もありますから、就労の形態は個人の選択であるということですね。現段階ではそこは、プラス10点ははずしていただくと。従来とおりでプラス点はつけない、ということですね。

産休・育休明けの取り扱いですが、プラスの指数をつけるということですね。それでここではまず産休明け・育休明け予定者はプラス5点、それから一度退園して再申請の場合はプラス15点、ということになっているのですが、これは今まではどういうものだったのですか、考え方としては。

事務局：
今までは、そのような項目はありませんでした。

森田会長：
それではなぜ、そこをつける必要があるということなのですか。

事務局：
産休：育休明けの方が、産休・育休中に認可外の託児施設に預けることによって、現行では1点の加点がつくわけです。そうするとただ育休が明けて申し込んだ方より、明ける前に預けた方のほうが高くなってしまいます。それを防ぐために、産休・育休明けに申し込んだ方と、認可外の保育施設に預けている方も同じ取り扱いにしよう

ということで、プラスの点数をつけています。本来は育休中ですから、お母さんとお子さんが過ごす時間帯にもかかわらず、保育施設に預けなければいけないという状況をなくすためにも、必要だと思います。

森田会長：

いかがでしょうか。それではこれの15点というのは、そうした場合にはなぜ15点なのですか。

本間委員：

一度退園して新たに、ということですよ。

梅村委員：

前に在園していて、それにもかかわらずですよ。

森田会長：

その場合にはなぜ15点付くのですか。

事務局：

育休中でも1年未満であれば、在園することができます。ですからあえて退園しなくてもいいのですが、お子さんと家で過ごしたい、子育てをしたいということで退園される方もいて、そういう方については、そこに欠員が出来るわけですから、新たに新規の方が入所できます。その方が、産休が終わられて申請した場合には、1人多く入所できているわけですから、そこで加点をしようという考え方で、プラス10点を付けています。

森田会長：

要するに育休中は、上の子も含めてできれば家庭で育ててほしいという、そういう方向性でこれをつけるのですね。つまりインセンティブですね。

これでは、今は3歳以上については、1年間までは在園できるということなのですか。

事務局：

いいえ、年齢は区切っていません。

森田会長：

自治体によっては、3歳以上についてはいいけれども、3歳未満については一度家庭に戻していただくというところもある方もいますよね。

事務局：

そうですね。育休中は在園できない、というところもあります。

森田会長：

子どもの集団生活のためということで、3歳未満については家庭に戻っていただくということを自治体によってはしていますよね。

事務局：

育休をとることによって、退園しなくてはいけないというところもありますね。西東京市でも、5歳については、育休が1年を過ぎても在園できるということにしています。

森田会長：

それでは、この5点というのは、それはそれでよろしいでしょうか。

本間委員：

家庭できちんと育休をとって、ということですよ。

森田会長：

入りやすくするために、わざわざどこかの認可外の施設かなにかに預けて、そこをステップにして自分自身の持ち点を増やすというような使われ方をしないでいただくために。それはそれでいいですよ。

問題は一度退所して、育休明けに再申請する場合ですよ。それに15点加点する。すると5点分は産休・育休明けと同じだというふうに考えると、10点分くらいはプラスになるということですよ。10点プラスになるということは、両親ともにフルタイムで、育休明けで復帰される場合にはかなり有利になる点数ですよ。ほとんど確実に入れるくらいの点数になってきますね。

事務局：

そうですね。

海老澤委員：

育休明けだと、大体1歳ですよ。

森田会長：

そうですね。これからは3年取れるようになりましてけれどもね。

海老澤委員：

多分1歳が多いと思うのですがけれども、一番競争率が高くて、欠員が出ると大体埋まってしまうのです。入れない可能性が高くなりますよ。

森田会長：

もともと4月の段階で空きがないという年齢だと。

事務局：

4月入所だけ加点されるわけではありません。

海老澤委員：

でも0歳児が上がってきますから、どうしても競争率が高くなりますよ。

梅村委員：

育休で退園された子どもですから、1歳児に限らないですよ。下の子が生まれて、育休で、1年間家で育ててもう一回、という場合ですよ。

本間委員：

上の子の場合ですよ。

森田会長：

その場合には、下の子も点数が上がるということですか。下の子は関係ないですかね。

事務局：

下の子は対象にはしていません。

森田会長：

一度辞めた子ですから、上のお兄ちゃんお姉ちゃんの持ち点として加算されるのですね。育休で一度退園しても、優先的に入れるようになっているからどうぞゆっくり子育てしてください、ということですね。一度辞めたらもう入れなくなってしまうのではないかと思って、入れておくというようなことは西東京市ではあまり推進しないで、一度おうちに帰って子育てしてください、ということですね。

これは10点あればかなりは入れるのですか。それがないと、これはあまり意味がないですよ、どうせやるのでしたら。

事務局：

どれだけの方が応募するのにかにもよりますが、10点多くあれば、かなり高い割合で入所は可能だと思います。

森田会長：

やはり育休がとれる方というのは、パートではほとんど可能性がないですから、フルタイムの方ですよ。いいですか、これで。それではこの点数で了承するということにします。

それから通信教育の取り扱いですが、これは具体的には、基準指数のところで出てきますか。

事務局：

通信教育は、基本指数のその他の就学のところになります。

森田会長：

それでは、今までは就学のところで取り扱っていないということですか。それともここからはずしたいということですか。

事務局：

今までも取扱っていなかったのですが、そのままでいいかどうかということ。通信教育ということについて、今までそういう例はありました。それでどうするかと

いう判断を、こちらでも迷ってしまっていて、本来であれば通学でなければ、保育に欠けるという状況にはありえないという考え方で、今もいるのですけれども、通信教育も盛んにありますから、そのあたりをどう判断するかということです。

森田会長：

これは確か私はもうすでに委員会で言ったと思うのですけれども、通信教育の場合には、ときどきスクーリングがあるのが問題なだけなので、スクーリングなどの場合には一時保育でいいと思うのです。西東京市としてはこれから一時保育を進めていくという方向を持っているので、むしろそちらのほうで扱っていただくということで、私はいいと思うのですね。

清水委員：

私もいいと思います。

森田会長：

考慮しないということで、よろしいですか。

梅村委員：

はい。

森田会長：

これですべての議論が終わりました。それで最終の答申の方法につきましては、前回お話をさせていただきましたように、すでに配布されている答申案に今まで議論してきたものを、付け加えて、次回10月のときに最終確認をしていただくということでよろしいでしょうか。それでは最終の答申案は私のほうで取りまとめて、次回提示させていただきます。

これで、保育の入所基準につきましては、終了させていただきます。

森田会長：

お二人の専門委員も入ってくださいましたので、これから、先ほど、諮問を受けました、西東京市の学童クラブの育成料について、議論をはじめさせていただきます。この育成料につきましては、今回と次回、2回議論させていただきます。今年最後の議題ですのでよろしくお願いします。学童クラブの育成料の見直しにつきましては、みなさんのお手元に、諮問文があります。まずは、事務局の説明をお願いしますがその前に、お二人の専門委員の自己紹介をお願いします。

中曽根委員：

西東京市の学童クラブ連絡協議会の会長をしている中曽根です。子どもは3人おりまして、上の子から学童クラブを利用し、今、下の子が向台学童クラブを利用しています。

伊藤委員：

西東京市の学童クラブ連絡協議会の副会長をしています。子どもは3人おります。

今、下の子が2年生で北芝久保学童クラブに通っています。2人目が自閉症で田無小学校の心障学級に通っていました。西東京市は、健常児は4学年までなのですが、障害児は6学年まで通えます。1年から6年生まで学童クラブに通い、親子で貴重な経験をさせてもらいました。

森田会長：

それでは、事務局の方から、説明をお願いします。

事務局：

それでは、資料の説明をします。見直しの基本的な考え方についてですが、これは、田無・保谷市合併協議会の調整事項の一つに「育成料、間食費について」があり、その協議経過の議事録から抜粋したのですが、この文に基本的な考え方が示されています。両市とも料金の段階的ひきあげを行っていますが、市民の負担は軽減するという考え方で旧田無市の例により調整されました。受益者負担のあり方として、おやつ の質・量の兼ね合いなどから、合併後早急にそのあり方を検討することとされ、今回の審議会へ諮問した次第です。内容としては、両市とも平成11年度から育成料を徴収しています。旧田無が4,000円(11年4月～12年3月) 保谷が3,000円(11年4月～12年3月)です。平成12年度特例措置として、育成料を旧田無市5,000円(12年4月～13年3月) 保谷市は4,000円(12年4月～13年3月)としました。平成13年度は両市とも5,000円に予定しているところです。間食費は、保谷が月額1,500円を保護者が負担している。田無市は、一人当たり826円市が負担しているものです。間食費の負担についてもこのように違いがあるため、育成料と間食費の区分について審議をお願いした次第です。

森田会長：

今回の議論は、この合併のときの課題が残されているものを議論する。合併時には、おやつ代も含めて、育成料を5,000円にしましょうということですね。

事務局：

いいえ、合併の時には、各委員から「おやつ代を含めないで、育成料だけで5,000円負担の提案は賛成だ。」「例えば、おやつ代をとることで値上げにつながるなら、5,000円は賛成なのだが、とてもわかりにくい。」「これから200円おやつ代を上げたとか、育成料を上げるといった時、分けたほうが検討のとき分かりやすい。」また、「食べるものは、親が負担すべきもの」といった議論も出されました。その経過から、早々に新市で区分をどうするか再検討しようということになったものです。

森田会長：

おやつ代はどうなったのですか。

事務局：

市の負担です。

森田会長：

それでは、育成料5,000円が保護者負担、その他おやつ代826円が市の負担という、

旧田無市の方式になったのですね。

事務局：

はい。

森田会長：

それについて、今回審議してほしいことは、育成料 5,000 円とは別に市負担の間食費 1,000 円をどうするか、受益者負担として実費相当分は負担をしてほしいということですか。間食費の額は検討しないのですか。

事務局：

育成料については、合併協議録をみると、（間食費の部分の）理解の仕方がわかりづらいと指摘されています。旧田無市の例により、育成料 5,000 円に調整したものです。しかし、旧田無市において、平成 11 年度 4,000 円から平成 12 年度に 5,000 円に引き上げた際に、保護者に、そのうち 1,000 円は間食費ですよという説明があったようです。保護者の皆さんは、育成料 5,000 円を負担したことで間食費も入っているという理解をしているものと考えています。

中曽根委員：

今回、はじめて合併時の会議録を確認した。文脈からすると合併時は育成料 4,000 円、間食費 1,000 円と分けるのではなくて、育成料 5,000 円にまとめておこうと読み取れる。旧田無市の育成料 5,000 円については、その当時の担当課の説明会資料から「平成 11 年度学童クラブ事業の改正に関する資料」で「間食費 1,000 円を含め 5,000 円となります。」との説明があり、そのように保護者は理解していた。

事務局：

経過については、ご指摘のとおりです。旧田無市において、今のような説明があったようです。が、合併時に、育成料 5,000 円、間食費が市の負担で 826 円という考え方を提示したようです。不十分な説明等でご迷惑をおかけしたことにつきましては、お詫び申し上げます。事務局としては、諮問文の 2 のとおり、受益者負担の取り扱いということで育成料と間食費を明確に区分することについて検討をお願いしたい。例えば、育成料 4,000 円、間食費を 1,000 円という形で新しい区分をする仕切り直しをしていただきたい。そのことについて、ご審議いただきたいということです。

森田会長：

どういう部分を保護者が負担しているのか、というものであると考えます。もともと市がほとんど負担しているが、その一部分を保護者が負担する。受益者が負担している部分は、育成料の部分なのか、間食費という部分の負担なのか、整理しよう、できるだけわかりやすい利用料の考え方をしようということですね。ですから、金額を変える審議ではないということですね。どこの部分を受益者が負担するかを議論するということですね。そうすると、具体的に、資料 2 のところで西東京市の学童クラブの運営費がどうなっているかということと、資料 3 では他市の状況、資料 4 では、西東京市の大きな枠組みとして利用料としての考え方の 3 つを考えていかななくてはならない。まず、資料 4 の「西東京市使用料・手数料等の適正化の考え方について（答申）」

について、市政の基本になるので、9ページのサービス分類のどこに入るのですか。

事務局：

「使用料・手数料等」の資料説明をする。

学童クラブ事業については、選択的、非市場的服务()に分類されます。また、保育所等児童福祉施設等に分類され区分 に位置します。

森田会長：

10ページの選択的、非市場的服务()のあるべき公費負担割合は、30～70パーセント、公費と受益者は概ね負担割合を半々にすべきものにあたりますね。それでは、資料2「西東京市立学童クラブ運営管理費内訳」について、どのように運営されているのか、資料2について説明をお願いします。

事務局：

資料2（平成15年度決算ベースで説明）

運営管理費の概算3億665万円（支出の9.1パーセント）は、人件費が中心を占めている。間食費を除いた月平均一人当たりの運営コストは、月額21,738円、間食費は同990円。財源内訳の説明します。人件費相当分として例えると、学童クラブ育成料の徴収額4,589万円財源内訳比16.4パーセント、都補助金は7,303万円26.2パーセント、市負担分は、16,026万円57.4パーセント程度となります。次に、減免状況を説明します。対象者数は32.9パーセントを占めます。その構成割合は、生活保護世帯8.4パーセント、非課税世帯15.7パーセント、就学援助75.7パーセントです。

森田会長：

3時になりました。ご都合が入っている委員がいますので、これにて閉会とします。次回は、資料を確認したことを前提に、議論を行いますので、よろしくお願いします。